

タイ旧制度下の国家領域に関する一考察

田 辺 繁 治*

On the Thai Administrative Area in the Late Ayutthaya and the Early Bangkok Period

by

Shigeharu TANABE

I は じ め に

19世紀後半に始まる、一般に Chakri 改革と通称される多岐にわたる国家機構の改革の時期に、ほぼ現在のタイ国の国家領域の原型が確定したと考えられる。改革は、西欧植民地勢力の外圧を契機としながら、旧制度下の諸矛盾を、国王の専制的支配を集権的に貫徹することで克服する過程であった。¹⁾ 旧制度の政治権力が、その影響力の差こそあれ波及した地理的空間、すなわち歴史的領域は統治上の集権化によって領域国家の国家領域として統合される。

旧制度下の歴史的領域は、たしかに理念上の国家領域として、「畿内」Wong Ratchathani を中心とする地方国と「畿外」地方国という二つの空間的カテゴリーによって構成されていた。さらにその外縁に、異民族の支配する異質な領域である朝貢国 Prathetsarat が、土侯領域として諸外国との間にあって緩衝国を形成していた。統治上の要である王都は Chao Phraya デルタ上流部の内陸水運の要衝 Ayutthaya から、18世紀末には Thonburi, Bangkok へと移ったが、国家領域の統治形態は王都によるこれら2カテゴリーに含まれる地方国 Huamüang 支配を基本とした。Ayutthaya 朝においては、畿内諸国は Chao Phraya デルタを中心とし、畿外諸国は北方へはラーオ族朝貢国との境、南方へはマレー朝貢国との境、西は Tenasserim 地方におよび、東方はコラート高原のラーオ族居住地帯への前進拠点 Nakhon Ratchasima に至るまで分布していた。この畿内、畿外の地方国を包含する国家領域は、Ratanakosin 朝初期

* 京都大学文学部地理学教室

1) Mosel, J. N., "Thai Administrative Behavior," in W. J. Siffin (ed.), *Toward the Comparative Study of Public Administration*, Bloomington, 1957, p. 293.

においても、踏襲・拡大され本来の国土と観念されていたのである。

小稿では、まずこの旧制度下の理念上の国家領域を明らかにし、さらにその領域統治上の実態を検討する過程で、畿内—畿外—朝貢国という前近代の国家領域の性格を解明したいと考える。

II 国家領域編成上の一般的性格

Ayutthaya, Ratanakosin 朝を通じてタイの国家形成の地理的基盤であった Chao Phraya デルタは、Chao Phraya 水系を中心とする数河川の形成した複合デルタである。国家の経済的基盤はこのデルタの水稲耕作に置かれていた。特にデルタ上流域の水稲耕作は、その必要年雨量の不足を、古来河川の自然氾濫による溢流灌漑によって補足してきたといわれている。

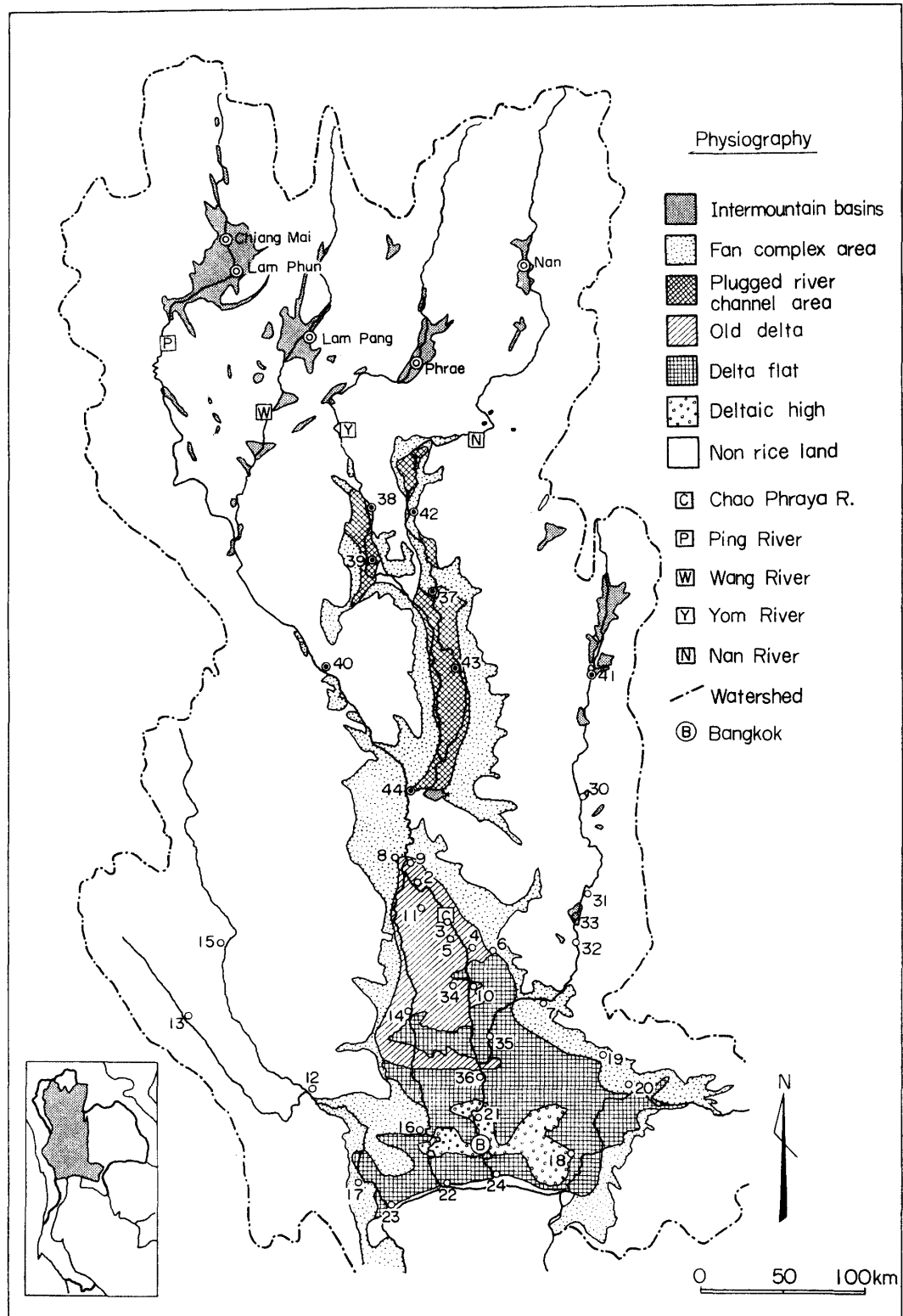
高谷²⁾による Chao Phraya 水系の地形分類は今後の地域研究への基礎となるべきものであるが、旧制度下の国家領域の編成上の性格を解明する上でも有用である。図1はその地形分類図をベースにして、Chao Phraya 水系に限って Ayutthaya 朝の畿内—畿外—朝貢国の主邑の立地を示したものである。

まず Chao Phraya デルタにおいては、数十の歴史的な主邑がドットされ得る。これらはすべて旧制度下の中心集落ともいうべき性格をもつが、同時にその立地における地形的な特性が注目される。まずデルタ頂点である Chainat (No. 2) から Ayutthaya (No. 35) に至る、デルタ上流域と呼ばれる地域についてみる。この地域は古デルタ地帯が大半を占め、Ayutthaya 朝以来の溢流灌漑農業の中心であり、主邑は主要河川に沿う自然堤防上の比較的高燥な地点に展開し、その周辺の後背湿地に耕地を備えていたと考えられる。³⁾ ほとんど勾配のないデルタ下流域の大低湿地帯は、19世紀後半まで居住地域はごく限られ、旧制度下の主邑もデルタ低地縁辺の複合扇状地や、デルタ微高地、海辺の港津地域に分布している。水路交通網が集積し、人口稠密なこの地域は旧制度下の政治・経済的中心をなし、国家の核心地域を構成した。これらの主邑は、後述する畿内の地方国のそれとして史料にしばしば現われるのである。

Nakhon Sawan (No. 44) 以北の北部盆地と通称される地域では、閉塞低地を中心に雨期には長期間の深い湛水がみられ、居住地域も古くは Yom, Nan 等の主要河川沿岸の自然堤防上に限られていたと考えられ、集落、耕地は比較的新しい時代の分村化によって河道から離れた林野の中に広がっているものの、以前は河川沿岸の集落から至近の後背湿地に限定されていた

2) Takaya, Y., "Physiography of Rice Land in the Chao Phraya Basin," 『東南アジア研究』, 9 卷 3 号, 京都, 1971, pp. 375-97.

3) 友杉孝「Chao Phraya デルタの かんがい排水開発の歴史的発展過程」『東南アジア研究』3 卷 4 号, 京都, 1966, pp. 147-51.



○ 畿内地方国の主邑・● 畿外地方国の主邑・◎ 朝貢国の主邑(数字は図2に同じ)

図1 Chao Phraya 水系における畿内—畿外—朝貢国の主邑の立地
(drawn by TAKAYA)

と推定される。13世紀における Chao Phraya 水系のタイ族の最初の統一国家 Sukhothai はこの地域に成立した。Sukhothai 朝は Ramkhamhaeng 碑文に現われるごとく、インドシナ半島の広範な地域を版図としたといわれるが、実質的にはこの地域の Sukhothai を中心とする四囲の地方国を政治・経済的基盤としたにすぎないと考えられる。⁴⁾ デルタより北方の異なった景観を示す「北部地方」Müang Nua という旧制度下の一般的呼称は、これら北部盆地の歴史的地域をさすのである。

Chao Phraya 水系の源流地帯の山間盆地には、Sukhothai 朝に先行するいくつかの土侯領域が成立をみた。閉鎖された山間盆地の限られた可耕地に依拠する土侯領域の生活空間は、北ラオス、雲南のタイ系諸族のそれと共通する点が多い。山間から流下する小河川にダム Müang Fai を築いて用水路を分岐させて灌漑する耕地の展開は、これらの山間盆地の特有の景観を構成している。土侯領域の生活空間は、重開する山地に分断されながらも、山間の交通路を媒介にして結ばれ、いくつかの土侯領域が統合されていった。

このような自然的背景をもったタイ族の Müang, すなわち主邑；城市とそれを取りまく領域は、歴史的にいかに統合・編成されてきたであろうか。旧制度下の Müang；地方国の領域編成秩序の様態は Damrong の先駆的業績に始まり、Ayutthaya 史の根本史料である Kotmai Tra Sam Duang (三印法典) 所収の数テキストの検討から H. G. Q. Wales, 石井等によって明らかにされてきた。⁵⁾

15世紀中葉の Kot Monthianban (王室典範, 1468 A. D.)⁶⁾ には領域の区分として畿内のほか、大国 Müang Phaya Maha Nakhon, 朝貢国 Prathetsarat が現われる。畿内諸国は当時、小国 Müang Noi として知られ、首都の直轄領域であった。大国は8国を数え、デルタよ

4) Sternstein, L., "Settlement Patterns in Thailand," *Journal of Tropical Geography*, Vol. 21, Singapore, 1965, pp. 31-2. Wales は東西南北の封土として Phitsanulok, Kamphaeng Phet, Phichit, Sawankhalok をあげている。Wales, H. G. Q., *Ancient Siamese Government and Administration*, London, 1934. (rep. New York, 1965), pp. 102-5.

5) กรมพระยาดำรงราชานุภาพ, "ลักษณะการปกครองประเทศสยามแต่โบราณ", ชุมนุมพระนิพนธ์, สำนักพิมพ์คลังวิทยา, กรุงเทพฯ ๗, พ.ศ. ๒๔๘๔, Damrong 『シャム前代の統治形態』, 以下 L.K.P.S. と略す。

Wales, H.G.Q., *op. cit.*

石井米雄「アユタヤ王朝の統治範囲を示す『三印法典』中の3テキスト」『東南アジア研究』6巻2号, 京都, 1968, pp. 135-64.

6) มหาวิทยาลัยวิชาธรรมศาสตร์และการเมือง, ประมวลกฎหมาย รัชกาลที่ ๑ จุลศักราช ๑๑๖๖ พิมพ์ตามฉบับหลวงตรา ๓ ดวง, เล่ม ๑, กรุงเทพฯ ๗, pp. 58-61, 『三印法典』, 以下 K.T.S.D. と略す。典拠とした版はすべて Thammasat 大学本である。

り上流の北部盆地の旧 Sukhothai 朝の歴史的領域、現ビルマ領の2国、マレー半島の Nakhon Si Thammarat, コラート高原の Nakhon Ratchasima 等を含み、王族、貴族によって統治され、国主は Ayutthaya 王に対して飲水誓忠 Thū Nam の儀⁷⁾を行なう義務を負った。別のカテゴリーとして皇子 Chao Fa によって統治される Mūang Luk Luang (5カ国), Mūang Lan Luang (2カ国)の名が現われ、そのうちいくつかは大国でもあった。これら諸国は Sukhothai 朝の歴史的領域とデルタ上流域に分布し、Ayutthaya 朝の比較的早い時期の先進的な地域を構成したと推定されるが定かでない。朝貢国は北部の山間盆地の土侯領域を中心に、マレー半島に Malaka (Malacca), Malayu, ビルマ側に Tong U, カンボジアに Nakhon Luang (Augkor Thom) 等を含み、計20国を数えた。これらはすべて異民族の領域であり、Ayutthaya 朝の国家領域の外側にあって諸外国との不明確な国境の接触地帯に位置し、3年に1度の金銀樹 Dok Mai Thong Goen の貢送を義務づけられてはいたが、きわめて名目的な忠誠関係をもつにすぎなかった。

また Phra Ayakan Tamnaeng Na 'Thahan Huamūang (兵部と地方国の Sakdina)⁸⁾においては、大国の廃止と国家領域の4段階の級別編成が行なわれた事を示している。まず1級国 Phitsanulok, Nakhon Si Thammarat の2国は、それぞれ北方、南方の土侯領域との境に位置し、南北の鎮守府の機能を果たしたと考えられる。2級、3級国は畿内と辺境との間に位置し、北部盆地、マレー半島部等に分布し、それぞれ半独立的性格の強い国主に統治された。⁹⁾一方、首都の Mahatthai (民部卿), Kralahom (Kalahom 兵部卿), Kromatha (港務卿)の任命する官吏に直接統治された4級国の33国は畿内を構成し、デルタの内陸水運の体系に包含され、又は海辺の港津に展開したのである。

Ayutthaya 朝末期の Phrathammanun (官印法, 1743 A.D.)¹⁰⁾においては、国家領域が首都を中心にして Mahatthai の北部所轄, Kralahom の南部所轄の別に区分され、さらに港津諸国を Kromatha が統轄した事がうかがえる。二大顕職による国家領域の南北二分割は、Wales¹¹⁾

7) 森幹男「タイ国社会における国王概念の変遷—特にトゥー・ナム誓忠式を中心として—」『民族学研究』31巻4号、東京、1967、pp. 262-76.

8) *K.T.S.D.*, Vol. 1, pp. 264-71.

9) 当時2級国であった Nakhon Ratchasima は Wiang Chan の Chao Anu 反乱の後、東方の要衝として1級国に昇格した。

เจ้าพระยาทิพากรวงศ์ และ กรมพระยาดำรงราชานุภาพ, พระราชพงศาวดารกรุงรัตนโกสินทร์ ฉบับหอสมุดแห่งชาติ รัชกาลที่ ๑ รัชกาลที่ ๒ ๑. สำนักพิมพ์คลังวิทยา, กรุงเทพฯ ๑, พ.ศ. ๒๕๐๕, pp. 528-9, Thiphakorawong and Damrong 『Ratanakosin 王朝一世王, 二世王年代記』, 以下 *P.P.K.R. I, II* と略す。

10) *K.T.S.D.*, Vol. 1, pp. 141-5.

11) Wales, H.G.Q., *op. cit.*, p. 86.

によれば、1691年の Nakhon Si Thammarat の反乱以後、迅速な徴兵と軍団移動の目的からとられた処置とされているが、確かな左証はない。しかし Ayutthaya 朝後期の王室独占貿易の発達、シャム湾沿岸の港津諸国の経済的機能を高め、外交事務をも司る Kromatha の所轄領域の拡大をうながした事は十分考えられる。同法においては、Kromatha 所轄領域はシャム湾からカンボジアに連なる東南沿岸まで計8国を数えるが、『Ratanakosin 王朝一世王年代記』¹²⁾によれば、Ayutthaya 朝の一時期にはマレー半島部全域の18国を加え26国におよんでいる。しかし一世王の治世にはシャム湾沿岸の9国の港津諸国を支配するという、ほぼ元の状態に復している。

Ratanakosin 朝旧制度下においても、若干の異同はあったとしても、この Mahatthai, Kallahom, Kromatha の三大顯職による国家領域の三分轄統治が基本的形態として存続したのである。王都とその周辺デルタ上の4級国からなる畿内、後には畿外諸国と呼ばれた1級2級3級国が本来の国家領域を構成し、その外側の接触地帯に異民族の朝貢土侯領域が広がっていたのである。

以上、Ayutthaya 朝から Ratanakosin 朝初期にかけての旧制度下の国家領域の編成上の概要を述べたが、これを一括して図2に示した。この領域編成上のヒエラルヒーに暗示される集権的性格は、あくまで理念上の問題であり、旧制度の領域統治の実態を忠実に反映するものではなく、理念と実態との間には隔りが存在した。この不均衡な構造は、旧制度の身分制の下で人口の大半を占めた 徭役農民 Phrai の労働力の動員と租税徴収をめぐる中央政府＝首都と地方勢力＝地方国間の矛盾を基盤としていた。この旧制度下のタイ社会の構造的矛盾に加えて、国家領域の統治上の問題は、西欧植民地勢力による外圧が接触地帯の朝貢土侯領域を媒介にして専制国家の存立の危機として反映してくる点に求められるのである。次に、上述の Ayutthaya 朝以来の理念上の領域編成秩序の背後に内在した領域統治の実態について述べてみる。

Ⅲ 首都、畿内と周辺の地方国

18世紀末に造営された Ratanakosin 朝の王都 Bangkok は Chao Phraya 河の大曲流部に位置し、大低湿地帯の中の比較的高燥な古沿岸洲上にあたる。国家領域の統治の要である首都の景観はタイ史料のほか、19世紀初頭から中葉にかけての欧人の地図や記録に見ることができる。とりわけ、Pallegoix¹³⁾によって収録された1854年の Bangkok 都市図は最も基本的なものの

12) *P.P.K.R. I, II*, pp. 26-7.

13) “Plan de Bangkok,” par Charle, Géographe, 1854, in Pallegoix, M^{sr}, *Description du Royaume Thai ou Siam*, tome premier, Paris, 1854

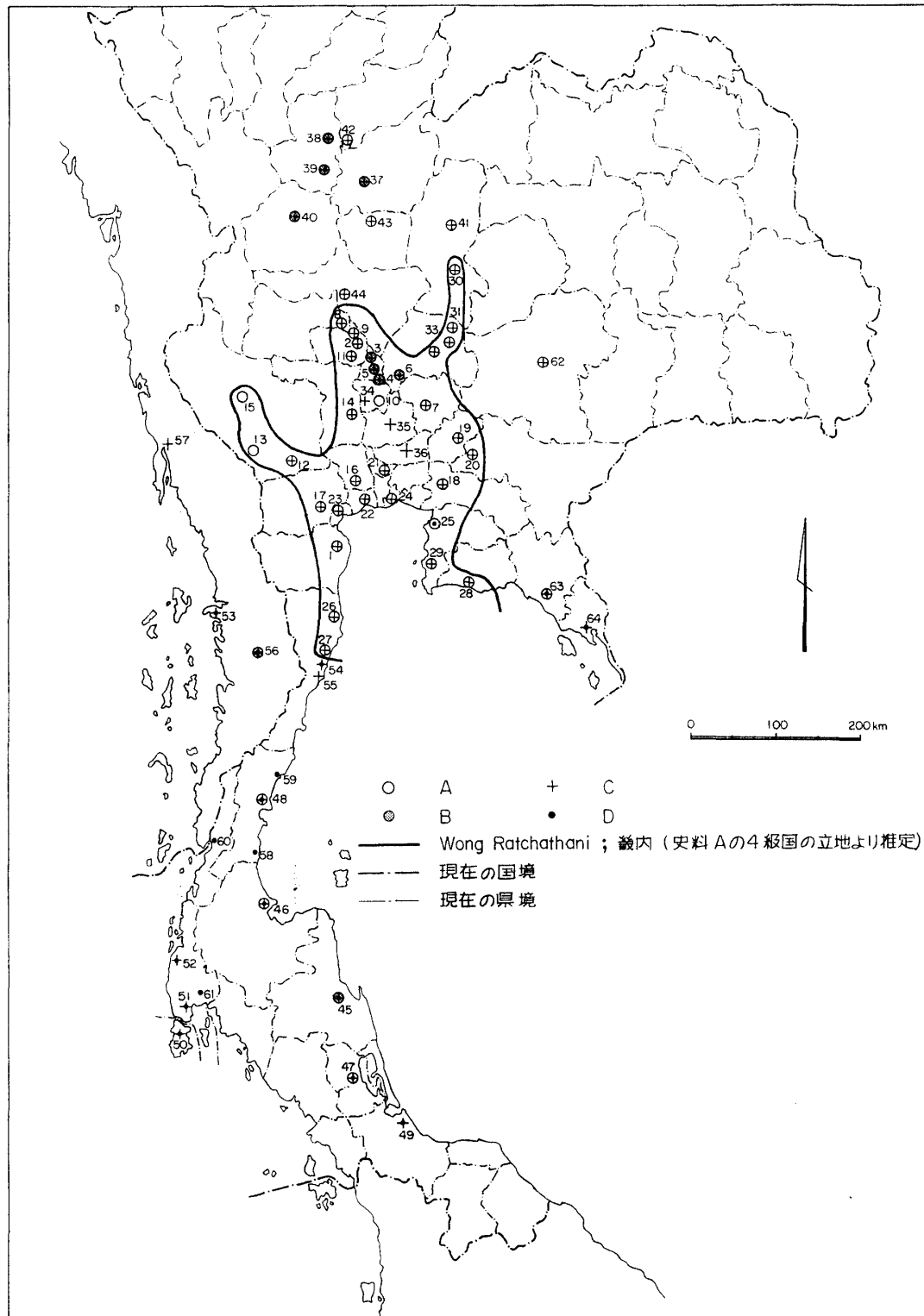


図2 Ayutthaya 朝, Ratanakosin 朝初期史料に現われた地方国

畿 内			45. Nakhon Si Thammarat
(Chao Phraya デルタおよび 緑辺地域)			46. Chaiya
1. Phetchaburi	24. Pak Nam		47. Phattalung
2. Chainat	25. Chon		48. Chumphon
3. In	26. Pranburi		49. Songkhla
4. Phromburi	27. Kui		50. Thalang
5. Singburi	28. Rayong		51. Takuathung
6. Lopburi	29. Banglamung		52. Takuapa
7. Saraburi	30. Tha Rong		53. Marit
8. Uthaithani	31. Bua Chum		54. Khlong Wan
9. Manorom	32. Kam Pran		55. Bang Taphan
10. Angthong	33. Chaidan		56. Tanao
11. Sawankhaburi	34. Wisetchaichan		57. Thawai
12. Kanburi	35. Krung Kao		58. Lansuan
13. Saiyok	36. Samkhok		59. Pathio
14. Suphanburi	畿 外		60. Kra
15. Sisawat	(北 部 盆 地)		61. Phang-nga
16. Nakhon Chaisi	37. Phitsanulok		
17. Ratburi	38. Sawankhalok		畿 外
18. Chachoengsao	39. Sukhothai		(Khorat 高原, 東南沿岸等)
19. Makhon Nayok	40. Kamphaeng Phet		62. Nakhon Ratchasima
20. Prachinburi	41. Petchabun		63. Chanthabun
21. Nonthaburi	42. Phichai		64. Trat
22. Tha Chin	43. Phichit		
23. Mae Klong	44. Nakhon Sawan		
	畿 外		
	(マレー半島部, 現ビルマ領等)		

(Source) A: Phra Ayakan Tamnaeng Na Thahan Huamūang (1466 A.D.), *K.T.S.D.*, Vol. 1, pp. 264-71

B: Kot Monthianban (1468 A.D.), *K.T.S.D.*, Vol. 1, pp. 58-9

C: Phra Thammanun (1743 A.D.), *K.T.S.D.*, Vol. 1, pp. 139-45

D: Baeng Huamūang Khūn Kalahom Mahatthai Kromatha (1782 A.D.), *P.P.K.R.I*, II, pp. 26-7

一つであろう。都市域は小暦1145年¹⁴⁾ (1783 A.D.) における膨大な徭役労働力を動員して造営された東岸の運河・城壁で囲まれた部分を核心としている。東の環濠を構成したこの運河は1万のカンボジア人を徴発して掘削され、Rop Krung 運河と呼ばれた。さらにその外側の運河は人口増加による市域拡大のため、小暦1214年¹⁵⁾ (1852 A.D.), 四世王が時の顕職 Kalahom

14) *P.P.K.R. I*, II, pp. 67-8.

15) เจ้าพระยาทิพากรวงศ์, พระราชพงศาวดารกรุงรัตนโกสินทร์ ฉบับหอสมุดแห่งชาติ รัชกาลที่ ๓ รัชกาลที่ ๔ ๑, สำนักพิมพ์คลังวิทยา, กรุงเทพฯ ๑, พ.ศ. ๒๕๐๖, pp. 453-4, Thiphakorawong 『Ratanakosin 王朝三世王, 四世王年代記』, 以下 *P.P.K.R. III*, *IV* と略す。

の Chao Phraya Sisuriyawong (Chuang Bunnak) 等に命じて開削させた Phadung Krung Kasem 運河である。この運河掘削により 19 世紀中葉には都市域は 2 倍以上に拡大し、Chao Phraya 対岸の古くから発達した Thonburi 地区も含め、両岸沿いに居住地が延びていた。

人口規模については、1826年：134,090人 (Malloch), 1834年：404,000人 (Pallegoix), 1840年：350,000人 (Neal), 1849年：160,154人 (Malloch), 1855年：300,000人 (Bowring) 等の欧人の掲げた数値から推測することができる。¹⁶⁾ Malloch の 1826 年と 1849 年の数値がいかなる資料に基づくものであるかは、必ずしも明らかでないが、おそらく市域拡大の直前の旧城内の人口を示していると考えられる。また Ratanakosin 暦 112 年 (1903 A.D.) の最初の部分的センサス¹⁷⁾ においては、首都および近郊で構成される Krungthep 州で 493,677 人としており、19 世紀中葉の都市域の人口は 35 万人前後と推定するのが妥当であろう。

Pallegoix の都市図においては、道路や郊外の耕地区画等の描写が、かなり類型化して変形された形跡が認められ、正確な町割の復元はほとんどのぞめない。しかし城内と、農耕地が大半を占める城外との対照的な景観の差は容易に認められる。西岸の Thonburi 地区を中心に Chao Phraya 沿岸や運河水路沿いには、多くの杭上住居が密集して連なり、河川水路は大小の船舶で溢れていた。Malloch, Crawford, Bowring¹⁸⁾ 等は河川水路が主要な交通路であり、道路はほとんど存在しないとさえ述べている。王宮、仏教寺院は城内に多く分布し、左岸城内には煉瓦、土壁で造られた官僚貴族の館が建っていた。城内のかんりの部分には、荒地、沼、果樹園等が残されていたともいわれるが、政治的、宗教的設営物を多く含む中心地区を形成していた。¹⁹⁾ 一方、多数の華僑を含む人口稠密な西岸には、華僑商店や floating market が水路沿いに展開し、商業の中心を形成していた。Bowring 条約締結以降、19 世紀後半には、開港による外国貿易の発展により城内より南方の下流部沿岸に各国領事館、西欧諸国の資本投下による貿易会社、倉庫等が急速に展開していくことになる。

畿内に属する諸国は、Ayutthaya 朝以来、首都による直接統治が行なわれた小国、4 級国の数十を指すが、これらの主邑は水運によって首都と直結していたと考えられる。デルタ上流域における水路交通は Chainat 以南のいくつかの自然の分流河道によって可能であったと推定

16) Malloch, D.E., *Siam: Some General Remarks on its Productions*, Calcutta, 1852. p. 70; Pallegoix, M^{gr}, *op. cit.*, p. 60; Neal, F.A., *Narrative of a Residence in Siam*, London, 1852, p. 30; Bowring, Sir J., *The Kingdom and People of Siam*, Vol. 1, London, 1969 (rep.), p. 394.

17) “เรื่องทำสมโนครัวหัวเมือง,” เทศกาลบาล เล่ม ๑ ร.ศ. ๑๒๕, p. 103, 「地方センサス」『内務省報』巻 1.

18) Malloch, D.E., *op. cit.*, pp. 19–20; Crawford, J., *Journal of an Embassy from the Governor-General of India to the Courts of Siam and Cochin-China*, Kuala Lumpur, 1967 (rep.), p. 79; Bowring, Sir J., *op. cit.*, Vol. 1, pp. 402, 405.

19) Finlayson, G., *The Mission to Siam and Hue, the Capital of Cochin China, in the Years, 1821–2*, London, 1826, pp. 210–1.

されるが、Ayutthaya 中期には若干の運河開削の記録²⁰⁾が存在する。しかし畿内諸国の主邑を結節する運河水路の整備は、特にデルタ下流域において必要とされたと考えられる。

19世紀後半の西欧植民地勢力の東南アジア進出により、米需要の増大に伴い、下流域の低湿地帯の荒蕪地は大々的に水田化されていくが、Ayutthaya 中期以降の旧制度下においてもデルタ上の微高地の主邑は港津として重要であった。Ayutthaya 以南の Chao Phraya 本流は海辺から首都に達する幹線水路であり、外国貿易の発達により、Tha Chin 河、Bang Pakong 河の港津とともに重要性が高まった。幹線水路としての Chao Phraya 本流の機能は、船舶航行の時間の短縮、合理化という側面で高められたと考えられる。Chao Phraya 本流の曲流部を切断して航路の短縮をはかる Khlong Lat (短絡運河) の掘削の事例は Ayutthaya 中期から Ratanakosin 初期にかけてきわめて多い。²¹⁾ Bang Kruai, Lat Rim Wat Kai Tia, Lat Mūang Non (Nonthaburi), Tret Noi 等²²⁾の Khlong Lat の開削、浚渫工事はその例である。期間も数カ月から数年、動員された Phrai も数万を数える場合もしばしばであった。Chao Phraya 本流の Khlong Lat の掘削は曲流部の河道の人工的つけかえを意味し、沿岸集落の立地に大きな影響を及ぼしたと思われるが、史料不足のため今後の課題としたい。

Khlong Lat による航路の短縮による水路交通路の整備は必ずしも成功したとは限らず、Chao Phraya 河口近く Phrapradaeng 近郊の大曲流部を短絡させた Pak Lat 運河の場合には海水が Bangkok まで遡上してしまった。Ratanakosin 朝一世王の治世、小暦 1146 年²³⁾ (1784 A.D.) には旧京 Ayutthaya の城壁等を倒壊して煉瓦を船で運び堰堤を築いてしゃ断している。

Khlong Lat のほかにも低湿地帯の自然の水路を掘りつないだ長距離の船舶航行用の運河もみられ、Bang Pakong と Chao Phraya 両河を結ぶ Samrong 運河、Tha Chin 河口の Sakonburi と Chao Phraya 河を結んだ Mahachai 運河等はその例である。²⁴⁾ これらの多くの運河開削、浚渫保全工事は、Damrong が述べた「畿内の Phrai」Phrai Phonlamūang²⁵⁾ の徭役労働力によって行なわれたと考えられる。Phrai Phonlamūang がどの地域から動員された

20) Narai 王における Lopburi の Pak Chan 運河工事等。

เจ้าพระยาวงษาขุนประพัทธ์, เรื่องประวัติกระทรวงเกษตราธิการ, กรุงเทพฯ ๗, พ.ศ. ๒๔๘๔, pp. 128-9, Wongsanupraphat 『農務省史』, 以下 R.P.K.K. と略す。

21) 石井米雄「タイの徭役制度の一考察—『三印法典』を中心として—」『東南アジア研究』6 卷 1 号, 京都, 1968, pp. 50-1.

22) R.P.K.K., pp. 127-30.

23) P.P.K.R. I, II, pp. 79-80.

24) R.P.K.K., pp. 127, 129.

25) L.K.P.S., pp. 32-3.

Dilock, Prinz von Siam, *Die Landwirtschaft in Siam*, Leipzig, 1908, p. 32.

かは、個々の運河工事についてすべて明らかではないが、運河に比較的近い畿内諸国の Phrai が徴発されたと考えられる。

Mahachai 運河と通称される Tha Chin 河口 Sakhonburi と Thonburi 付近を結んだ運河工事は17世紀中葉, Prasat Thong 王の時期に着工されている。この時 Chao Phraya Chakri が3万の Phrai を徴発した地域は、Nonthaburi, Thonburi, Nakhon Chaisi, Sakhonburi, Samut Songkhram, Phetburi, Ratburi, Samut Prakan の8国にわたっている。²⁶⁾ この運河は Khokkham 運河とも呼ばれ、低湿地帯の分流水路を踏襲改変したり掘りつないだものと推定される。いったん中断されたこの工事は小暦1067年 (1705 A.D.) に Chao Sua 王によって再開され、3万の Phrai が地方国から動員されている。そして次の Thai Sa 王の治世まで完工はもちこされ、小暦1083年 (1721 A.D.) の工事の時は、やはり「南部諸国」Huamūang Pak Tai²⁷⁾ の Phrai が動員され、その数は3万とも6万ともいわれている。この際、「南部諸国」とは、やはり Nonthaburi, Samut Prakan, Sakhonburi, Samut Songkhram, Phetburi, Ratburi, Nakhon Chaisi 等の地方国をさすと考えられる。²⁸⁾

デルタ上流域の高い農業生産力に支えられる地域の重要性もさることながら、畿内の幹線水路の整備は Ayutthaya 朝中期以降、デルタ下流域に展開していったように見える。そして大規模運河工事を担う Phrai の大半は、デルタ下流域のいくつかの諸国から徴発された。それら諸国の主邑は、水路交通網の結節点としての機能を高めていったと考えられる。

Ratanakosin 朝に入ってから国家の公共事業も、王宮、寺院の造営、城壁、城砦の建造等多岐にわたるが、その主要な努力は運河水路網の整備に注がれた。官の事業に投入される Phrai の無償の徭役期間は Ratanakosin 朝二世王の治世 (1810 A.D.) では3カ月と軽減された。しかし苛酷な力役をさけて逃亡する Phrai は増大し、王の直接支配下の Phrai, すなわち Phrai Luang (公民) は有力者の Phrai Som (私民) としてその庇護を受け、官務を逃れる傾向が強くなった。

公民の私民化という現象は、専制国家の人力支配の衰退と、王に対する潜在的対抗勢力の伸

26) พระราชพงศาวดารกรุงศรีอยุธยา ฉบับกรมพระปรมานุชิต ๗, เล่ม ๒, องค์การค้ำของครุสภา, กรุงเทพฯ ๗, พ.ศ. ๒๕๐๔, p. 205, 『Krom Phra Pramanuchit 本 Ayutthaya 王朝年代記』

27) *ibid.*, p. 218.

28) พระราชพงศาวดารกรุงศรีอยุธยา ฉบับพันจันทนุมาศ (เจิม), สำนักพิมพ์คลังวิทยา, กรุงเทพฯ ๗, พ.ศ. ๒๕๐๗, pp. 447-8, 『Phan Chanthanumat 本 Ayutthaya 王朝年代記』

張を意味する。この傾向は小暦1172年 (1810 A.D.) の「Lek の入墨の勅令」²⁹⁾ に端的に看取できる。逃亡した公民、私民や奴隷 That Chloei, That Sinthai をもとの Mun Nai や庇護者のもとに復帰させるべく様々な努力が払われた事がうかがえる。

新王朝の成立期の戦乱のため「強健な Phrai Luang, Phrai Som や地方国に居住する徭役義務者は、Mu (組) を変更し異なる Krom に移ってしまった。しかし Nai のほうは変更を尋ねて報告してこない。」Nai は Phrai を私的に使役するため保持するようになった。「ある者は官務をさけて逃亡、移住し秘密の巢窟に隠れ、森の中に隠れ住む者が多くなった。その理由は Chao Mu や Mun Nai が私事に苛酷に使役し、安楽にさせないからである。」これらの逃亡した Phrai は集団となって地方国主や官吏の保護下に入り隷属した。そして地方国の無法者集団 Phuak Song にもなったのである。

このように Chao Mu や Mun Nai の統轄する Mu の領域は混乱し、各地方国にまで波及していき、Phrai の直接の一律支配を基調とする領域統治は19世紀初頭においてすでに危機に瀕していたのである。この混乱を收拾するために、二世王は Khaluang を派遣して新たに腕に入墨をして登録し、地方国主・官吏による Phrai Som の新たな蓄積を禁じ、Phrai の地方国間の移住を禁じ、違反に対して嚴罰をもつてのぞんだ。しかしこの努力もさしたる有効性をもたず、Ayutthaya 朝から Ratanakosin 朝初期の旧制度下における公民の私民化、地方国主・官吏による地方分権化の傾向は、首都による地方国支配という専制国家の領域支配の持続的な動搖と弛緩をもたらしたのである。

徭役の代金納である課役代 Kha Ratchakan は17世紀頃から行なわれ、Ratanakosin 朝初期には畿外を含めてかなり普及をみた。³⁰⁾ 課役代によって、Ratanakosin 朝に入って急速に増大した華僑が官の事業に雇用され、逃亡で減少しつつあった Phrai Luang の徭役に代えたのであり、二世王頃から始まり次第に増加していった。三世王治下、1830年前後になると Bangkok 以南の運河水路整備の工事に華僑労働者を雇用した例が史料にしばしば現われる。

『Ratanakosin 王朝三世王年代記』小暦1190年 (1828 A.D.) の条には、城砦建造の記事とともに Tha Chin と Mae Khlong 両河口を結ぶ Sunak Hon 運河の開削に華僑労働者が雇用されたと記され、さらに小暦1193年 (1831 A.D.) にも Thonburi 近郊の Bangkhunthian 運河工事にも同様の記事が現われる。³¹⁾ このように三世王、四世王の時代には、不安定な Phrai Luang の徭役に代えて、安価な華僑労働力が畿内の運河開削等の公共事業に投入されていった。

29) *P.P.K.R. I, II*, pp. 382-7.

30) La Loubère, *Du Royaume de Siam*, tome 1, Amsterdam, 1961, p. 361; Dilock, *op. cit.*, p. 50; 石井米雄「タイの徭役制度の一考察…」, *op. cit.*, pp. 51-2.

31) *P.P.K.R. III, IV*, pp. 91-2, 110.

デルタ下流域の本格的な新田開拓の進行は、1855年の Bowring 条約による米輸出を中心とする自由貿易の開始をメルクマールとしている。首都の中央政府の畿内領域支配の様相もこの低湿地帯の荒蕪地の水田化、デルタの主邑を結節点とする運河水路網の拡大を通して展開される。³²⁾ 首都 Bangkok を中心として東の Bang Pakong 河、西の Tha Chin (Nakhon Chaisi) 河、Mae Khlong 河を横断する幹線運河の掘削はデルタ下流域のエクメネの本格的な拡大であると同時に、下流域の中心地の形成を意味した。

先の Sunak Hon 運河や東方への Saen Saep 運河等の三世王治下の運河開削は、東西の諸外国への軍団移動等の軍事的目的が主要であったと推定されるが、後の下流域開発への布石をなすものであった。Saen Saep 運河は、Bang Pakong 流域の Bang Khanak をへて当時 Paetriu 地方と呼ばれた Chachoengsao を主邑とする地域に達するものであり、Ayutthaya 朝の Samrong 運河、後代の Prawet Burirom 運河と共にこの地域の農業生産物の流通経路を開くものであった。³³⁾ 首都の西方 Nakhon Chaisi, Nakhon Phathom 等の華僑を中心とするサトウキビ栽培地域、³⁴⁾ さらにコショウ、サトウキビ、タバコ等の商品作物の栽培が卓越した Mae Khlong 流域³⁵⁾ へは、Mahasawat, Pahsi Charoen, Damnoen Saduak 等³⁶⁾ の長距離の運河が貫通していった。

Chachoengsao, Nakhon Chaisi, Sakhonburi (Samut Sakhon), Ratburi, Samut Songkhram 等の米、サトウキビ等の集散地、港津は幹線運河沿岸の水田化が進行する過程で下流域の中心地としての機能を高めていった。そして1891年の「シャム運河・水田灌漑水路掘削会社」³⁷⁾ による Bangkok 東北の Rangsit 地域の運河開削と開拓の大々的な展開をもってデルタ下流域の開発はその頂点に達する。

一方、首都の中央政府の直接支配のおよんだ地域は、この時期においてはかなり不明確であった。特に Ayutthaya 朝、Ratanakosin 朝初期に畿内として設定された直轄領域がいかに変化したかは定かでない。しかし下流域の開発が進行する一方で、人力支配の体系が私民化へと移行する趨勢にあって、畿内の直轄領域は狭められていったとも考えられる。Tej³⁸⁾ によれば、

32) 友杉孝「Chao Phraya デルタのかんがい排水開発…」, *op. cit.*, pp. 152-4.

33) Saen Saep 運河は、当時 Bang Khanak 運河と呼ばれた。*P.P.K.R. III, IV*, p. 179. Paetriu 地域には多くの精米所が建ち、交易と米作の中心地を形成した。Smyth, H.W., *Five Yeras in Siam, from 1891 to 1896*, Vol. 1, London, 1898, p. 57.

34) Nakhon Chaisi 地域は19世紀中葉には最大の華僑サトウキビプランテーションが展開し、200-300人の華僑職人を有する精糖所が30以上もあった。Pallegoix, M^{re}, *op. cit.*, pp. 101-2.

Ingram, J.C., *Economic Change in Thailand, 1950-1970*, Stanford, 1971, pp. 123-4.

35) Smyth, H.W., *op. cit.*, p. 53.

36) *P.P.K.R. III, IV*, pp. 530-1, 691, 711.

37) *R.P.K.K.*, p. 154.

38) Tej Bunnag, *The Provincial Administration of Siam from 1892 to 1915: A Study of the Creation, the Growth, the Achievements, and the Implications for Modern Siam, of the Ministry of the Interior under Prince Damrong Rachanuphap* (Ph. D. Dissertation, Oxford Univ.), 1968, pp. 34-5.

旧制度領域支配が五世王と Damrong を中心とする Chakri 王室勢力によって改革遂行される直前の1891年においては、直轄の畿内諸国は、首都の北に Prathum Thani, Nonthaburi, 南に Phrapradaeng, Samut Prakan の4国³⁹⁾を数えるのみであった。4国に対する支配の内容を知ることはできないが、三世王当時より急速に増大した華僑による徴税請負制の発展の結果、これら首都近郊の要地においては比較的効率よく地租、課役代の徴収が行なわれた事が想像される。この近郊の領域が後に Krung Thep 州として踏襲されていくのである。⁴⁰⁾

IV Kin Mūang; 食国

旧制度下では原則的には、地方国の国主がその領域内の財政的、法的支配権を持ち、地方官吏の任命権も国主に属していた。国主には地方国の領域支配にともなう全権力が付与されていたが、それに関わる費用は給与に至るまでいっさい支給されず、国主自らの経済活動や Phrai の公私にわたる使役に依存していた。この制度は Kin Mūang (食国) と通称され、すでに15世紀の Kot Monthianban⁴¹⁾ 中に現われ、起源は Ayutthaya 朝にまで遡る。Kin Mūang 制の領域単位としては、Phrai の徴税組織である Mu のひろがり重要な意味をもったが、別にいくつかの行政領域ともいべきものが存在した。

三印法典所収の旧勅令の中にはいくつかの Ayutthaya 朝下の地方国領域統治に関するものがあるが、地方国の Phrai 保持をめざす勅令の中に、地方国の行政領域と考えられるものが現われる。Ayutthaya 朝末の小暦1089年 (1727 A.D.) の旧勅令 23 Phraratcha Kamnot Kao 23⁴²⁾ は、地方国統治の任務内容を規定した代表的な勅令であったと考えられる。

国主が当該地方国の行政領域である Changwat, Khwaeng 内に保持する一般人民の統治保護に注意を払うべき事、中央政府の省への報告の義務、裁判、中央政府の省から送付される官印のある公文書 Tra の真偽の検閲と返送等が記され、さらに次のようにある。「一つ、地方国の統治に赴かんとする官 (Phu Raksamūang, Phu Rangmūang, Phu Khrongmūang) が、

39) 南方2国は外国船の Bangkok への航行をチェックする要衝であった。

อักษรานุกรมภูมิศาสตร์ไทย ฉบับราชบัณฑิตยสถาน, เล่ม ๓, กรุงเทพฯ ๗, พ.ศ. ๒๕๐๗, pp. 1248-50, 『アカデミー版タイ国地理事典』巻3; Malloch, D.E., *op. cit.*, p. 1.

40) กรมพระยาดำรงราชานุภาพ และ พระยาราชเสนา (ศิริเทพหัสดิน ณ อยุธยา), เทศาภิบาล, กรุงเทพฯ ๗, พ.ศ. ๒๔๘๕, pp. 146-7, Damrong and Ratchasena 『テーサーピバーン』, 以下 *Thesaphiban* と略す。

41) *K.T.S.D.*, Vol. 1, p. 59.

42) *K.T.S.D.*, Vol. 3, pp. 185-91.

Phan の管轄下にある私民 Som を自らの下に留める事を禁ずる。地方国に赴任したる後、その地方国のための官務、関所 Dan、道路、いかなる Tambon (郷、村) と Tambon とが境界を接しているか等をたずねるべし。しかる後、国主・地方官吏は Tambon ごとに陸路、水路共まちがいなく点検すべし。もしも堅固でなく破壊されているのを見つけたならば、その部分を修復し堅牢にせしめよ。新旧の関所に異変があれば、どこが危険であるかをたしかめ、移動して建造せしめよ。道路、Tambon に兇暴な敵が侵入した際、防衛困難たる事をみきわめたる時は、木を倒して破壊し、当該の道路、Tambon を廃棄せしめよ。しかる後、矢来を立て護りを強固にすべし。……」

また通行証可証 Traboek Dan なきラーオ、モーン、ビルマ、タイヤイ、クメール人商人の処遇、軍役、徭役のための登録 Sarabanchi に通曉すべき事、逃亡者の処遇等が規定され、さらに次のようにある。

「一つ、官吏でなき者でも能力と力量を持する者を抜てきして地方官吏とし、完全を期すべし。また地方官吏、Nai Amphoe, Roi khwaeng, Nai Ban は Amphoe (郡) を守護、防衛し、誰が官務に応ずるかがわかるよう査察すべし。誰がどこへ移住したか、どの地方国のどの Tambon の者であるかを知っておくべし。当該地方国にやってきて潜伏して居住する者の数に通曉すべし。……」

このように地方国領域内部には、Phraiの保持、支配の観点から、行政領域としてChangwat⁴³⁾、Khwaeng, Amphoe 等の「郡」レベルから Tambon「郷、村」、集落である Ban「字」等の区分が一般的に存在したと考えられる。旧勅令23は、軍事的観点から地方国領域内の交通路、関所の管理、Tambon の境界が重要な意味をもった事を暗示している。軍事的要請は、とりもなおさず、敵による農民の奪取を阻止するという、Phrai 保持のためにほかならないと考えてよいだろう。また官務への Phrai の動員体制が Amphoe レベルで一個のまとまりをもつよう、国家が要請していたとも推定されるが定かではない。

Changwat, Khwaeng, Amphoe 等の行政領域の空間的規模や、それらの階層秩序は不明な点が多い。Damrong⁴⁴⁾ は旧制度下の伝統的行政領域として、Phu Yai Ban の統轄する最下位の Ban (字)、Phan の官位を持する Kamnan が長である数個の Ban を合した Tambon (郷、村)、さらにそれを合した Mūn khwaeng の支配する khwaeng (郡)、その上位に Phraya

43) Changwat は後の六世王の治世、Mūang を改めた時の名称であり、立憲革命 (1932 A.D.) 後の県制施行による、「県」と同一名であるが、旧制度下では地方国内の行政領域の一つであったと考えられる。

Arsa Meksawan, *The Role of the Provincial Governor in Thailand* (Ph.D. Dissertation, Indiana Univ.), 1961, pp. 105, 151-5.

44) *I.K.P.S.*, pp. 28-9.

Mahanakhon の領域である Mūang (地方国) をあげ、諸領域の階層秩序を示しているが、具体的事例についてはほとんど触れていない。

Phra Ayakan Tamnaeng Na Thahan Huamūang⁴⁵⁾ には Khun khwaeng (田；400), Mūn Khwaeng (田；300), Phan khwaeng (田；200) 等と官の Sakdina (位田) が示されている。またいわゆる畿内 4 級国の地方官吏の中には, Khwaeng (田；400), Rong Khwaeng (田；300) 等と記された者が存在した。これらの官はおそらく郡レベルの領域の長であったと推定されるが、その官位や Sakdina には幅があった。したがって Damrong が述べたように必ずしも Mūn Khwaeng のみが郡レベルの長であったとはいいきれない。Damrong の示す階層秩序はきわめて理念的に論じられたものであり、また旧勅令23自体も、法典編纂時 (1805 A.D.) の実用上の処理がほどこされた事も予想され、旧制度下の統治上のあるべき姿を提示したとも考えられる。したがってこれらの行政領域の区分やその階層秩序は畿内、畿外を問わず、地方国の行政領域の多様なヴァリエーションの理念的な類型として解釈すべきであろう。

事実、Tej⁴⁶⁾ によれば、コラート高原においては Amphoe—Khwaeng—Ban の階層秩序が認められ、マレー半島の Phatthalung では、領域区分として唯一 Amphoe のみが存在したとしている。

Kin Mūang 制の下では、国家が指示する地方国領域秩序が有効に作用したかどうかは疑わしい。特に国主による Khwaeng, Amphoe 等の行政領域の地方官吏の任命は原則であったが、実際には在地の Khrūhabodi (有力者)、多くの配下をもつ Naklengto (親分)、徴税請負人である華僑官吏 Kromakan Chin 等が任ぜられるケースが多かった。Damrong は、自ら内務大臣として地方国領域統治の改革に着手する以前の統治状況と改革上の苦心を『テサーピバーン』⁴⁷⁾ の中で述べている。例えば、畿内の旧京 Ayutthaya の官吏として任ぜられた Luang Bantaothukrat は五世王初期に知られた Naklengto であり、近郊の Kao Yai を住地とし、上り下りの水運の舟を襲撃する盗賊を手下にもち、後に処刑された事等を記している。

45) *K.T.S.D.*, Vol. 1, pp. 260, 271.

46) Tej の典拠とした『Phatthalung 年代記』(史料集成巻15所収)には Amphoe レベルの単元しか現われないが、その補足的史料ともいべき同名の年代記(巻53所収)には郷(村)、字レベルの小領域が見られる。Tej Bunnag, *op. cit.*, p. 44; พงศาวดารเมืองพัทลุง, ประชุมพงศาวดาร ภาคที่ ๑๕, ประชุมพงศาวดาร เล่ม ๑๒, องค์การค้าของคุรุสภา, กรุงเทพฯ ๗, พ.ศ. ๒๕๐๗, (以下 Prachum Phongsawadan 15 = *P.P.* 15 とし、刊本の巻数はすべて Khurusapha 本の巻数を付す。)

พงศาวดารเมืองพัทลุง *P.P.* 53, Vol. 31, p. 41.

47) *Thesaphiban*, pp. 45-52.

Damrong は1892年の内務大臣就任直後、Mahathai 所轄の北方の地方国の視察旅行⁴⁸⁾にもむいたが、首都近郊の Angthong, Suphanburi 等の国主・官吏の腐敗と領域統治の破綻を観察し指摘している。Damrong のおとずれた北部盆地を含む地方国は、当時では Huamüang Channai (内側の地方国) と通称されていた地域に相当するが、首都に居住している官吏で地方国への赴任をのぞむ者はほとんどいなかったといわれる。Kin Müang 制の下では国主の執務の場である官衙 Sala Klang さえ国主自身の出費によって維持され、桓によって区分されるものの国主の私的な屋敷地に付属するものでしかなかった。⁴⁹⁾

デルタ下流域の大々的な開発による経済の発展と交通路、主邑の発達による地域の充実はみられたが、中央政府による Phrai の一律支配を基盤とする領域統治はきわめて弛緩したものとならざるをえなかった。Ayutthaya 朝以来の地方国領域統治上の理念は Ratanakosin 朝に入ってから継承されたと考えられるが、Kin Müang 制の下では在地勢力が温存、拡大される傾向があり、中央政府の意向が有効に作用することは少なかったと考えられる。

V 畿外および朝貢国

畿外地方国 Huamüang Channok とは Huamüang Channai (内側の地方国) と対をなす領域概念であり、Damrong⁵⁰⁾ によれば Phra Ayakan Tamnaeng Na Thahan Huamüang に記された1級、2級、3級国をさすといわれた。しかし Ratanakosin 朝の軍事的領土拡大にともないコラート高原のラーオ族居住地域等が地方国として国家領域に編入されていき、畿内といえども必ずしもかつての4級国のデルタ地域を固定的にさしたものでなく、畿内を含む Huamüang Channai と畿外である Huamüang Channok という国家領域の対概念は必ずしも明確ではない。そして畿外地方国という概念は、空間的であると同時にすぐれて歴史的性格をもち、Ayutthaya 朝の国家領域を回復し、さらに拡大付加されていった領域に対して言われる傾向もある。⁵¹⁾ ここでは Ratanakosin 朝に入ってから服属した新たな地方国や辺境の有力地方国さらに外縁の朝貢土侯領域についてみる。

中央政府による Phrai 支配に関しては、Ayutthaya 朝においては畿内と異なる状況が存在した。Damrong⁵²⁾ は「畿外諸国の Phrai」Phrai Khon Müang Channok に対しては、畿内

48) กรมพระยาดำรงราชานุภาพ, นิทานโบราณคดี, สำนักพิมพ์ก้าวหน้า, กรุงเทพฯ ๖, พ.ศ. ๒๕๐๕, pp. 41-3, Damrong 『旧記録』

49) *Thesaphiban*, pp. 44-5.

50) *L.K.P.S.*, pp. 26-7.

51) Tej は、the outer provinces を the inner provinces とラオスの朝貢国との間にあって18世紀後半以降服属した地方国として位置づけている。Tej Bunnag, *op. cit.*, pp. 31-2.

52) *L.K.P.S.*, pp. 35-6.

のように官の徭役に多くを動員する必要がなかったとし、徭役労働に代えて Suai (物納税) を義務づけ、地方物産の物納徴収制 Kensuai が行なわれたとしている。Dilock⁵³⁾ も Phrai Luang Suai として農耕、山林、鉱山の業に従事する Phrai の Mu をいくつかあげているが、その地域は必ずしも明確でない。また Damrong もコウモリの糞や Phuket 島の錫等火薬、弾丸の原料が Suai として国家の使用に供せられたとしている。19世紀初頭の三世王治下に滞在した Pallegoix⁵⁴⁾ も、材木、煉瓦、石灰、竹、蠟、蜂蜜、沈香、シェラック、油、樹脂等の Suai 品目をあげている。

徭役への動員が交通手段の未発達のため不可能であった畿外諸国からのこれらの物産は、Ratanakosin 朝初期にいたるまでの王室独占貿易の主要な品目でもあった。明、清朝への朝貢貿易は18世紀以降、いわゆる暹羅米貿易⁵⁵⁾ として余剰米輸出へと転化発展していくが、それ以前の朝貢品には少なからず、これら Suai の物産が供せられたのである。

Ratanakosin 朝に入ってから軍事遠征と勢力圏の拡大により、畿外と呼ばれる地方国が首都に服属していくが、コラート高原の Ubon の Phrai 支配について見てみる。『Isan 州地方国年代記』⁵⁶⁾ には Wiang Chan の Chao Anu の反乱鎮圧に功のあった Ubon の国主について小暦1189年 (1827 A.D.) の条に次のようにある。

「(東方の地方国の)北側は全体で、当時 Mŭang Ubon として知られ、総人口5,500が住んでいた。Chao Phraya Ratchasupphawadi は(反乱鎮圧の功の)故に、Suai を献上する2,000人を配分され、貢納金は 100 Chang (≒8,000 Baht) であった。2,000人が戦時に使役するために置かれ、官吏の生計のために1,500人が留めおかれた。」

首都に送られた 8,000 Baht におよぶ巨額の貢納金は、徭役の代金納とともにすでに Suai の代金納が避遠の地方国でも行なわれていた事を物語っている。またこの地域の約1/3のPhraiが国主官吏に配分されていた事は、畿外地方国の地方分権的性格を示していると考えられる。

コラート高原の畿外諸国は、メーコン流域の Wiang Chan の勢力が Chao Anu の反乱鎮圧によって壊滅した後、本格的に首都の統治領域に編入されていく。19世紀中頃までには、メーコン西岸のコラート高原全域にまで畿外諸国は展開していった。『Ratanakosin 王朝三世王年代記』、『同四世王年代記』にはそれぞれの治世の地方国の新設の記事があるが、その中には Ma-

53) Dilock, *op. cit.*, p. 49.

54) Pallegoix, M^{re}, *op. cit.*, p. 297.

55) 高崎美佐子「18世紀における清タイ交渉史—暹羅米貿易の考察を中心として」『お茶の水史学』10号、東京、1967、pp. 18-32.

56) หม่อมอมรวงศ์วิจิตร, พงศาวดารหัวเมืองมณฑลอีสาน, P.P. 4, Vol. 3, P. 237, 以下 P.M.I. と略す。

hatthai 所轄のコラート高原の新地方国が多く認められる。⁵⁷⁾ また四世王治世の「地方国主官吏名の新設と改変」⁵⁸⁾ の条にも Nakhon Ratchasima, Ubon, Nong Khai 等の中心地を含むこの地域の多くの地方国名が現われる。

また人口移動、土地占拠による新地方国の成立や分離等の新たな領域現象も展開をみた。『Isan 州地方国年代記』には、そのいくつかの事例があらわれる。小暦1155年⁵⁹⁾ (1793 A.D.) の条には、メーコン対岸の Wiang Chan の領域から4,000人が小村 Ban Kaeng Samrong に定着し、Kalasin 地方国として首都に服属したと見え、高原台地を開析する Chi 川支流沿いに領域が画定された。また小暦1227年⁶⁰⁾ (1865 A.D.) には、Chi 流域の Roi-et は4,000人を送り計9,000人で新たな属領 Mahasarakham を建てた。しかし小暦1230年⁶¹⁾ (1868 A.D.) には Mahasarakham は Roi-et の支配を脱し、直接首都に服属することになった。この新地方国 Mahasarakham の2,700人は、小暦1236年⁶²⁾ (1874 A.D.) に Kalasin の属領に移住している。

このような大規模な移住が行なわれたことは、Phrai の移動を禁じた旧制度の領域統治が、18世紀後半には解体しつつあった事を示している。しかし中央政府による特定地方国の伸張を阻止する努力も行なわれたらしく、地方国間の勢力のバランスを意図したことがうかがえる。

畿外地方国の Phrai 支配のための中央政府の努力としては、中央の各省から地方国に派遣された勅使である Khaluang による Phrai の入墨と登記などがみられる。先の二世王の「Lek の入墨の勅令」はその目的のため地方国主・官吏が Khaluang に従うべきことを規定したものである。Wales⁶³⁾ によれば、Ratanakosin 朝に入ってから登録司 Krom Satsadi による Phrai の登記はほとんど畿内にのみ限られ、畿外地方国へは Khaluang が所轄各省から派遣されて任務を遂行するようになったといわれている。また Khaluang は水田面積の計測や果樹の数量など課税対象の確認などの任務をも行なっている。⁶⁴⁾ さらに後代になってからは、東方の畿外地方国や朝貢土侯領域に対して軍事警察権をも帯びた Khaluang が派遣され、半独立的領域へのいわゆる弁務官としての役割を果たすようになる。『Isan 州地方国年代記』に見える小暦1236年 (1876 A.D.) のカンボジア、小暦1240年 (1878 A.D.) の畿外 Nakhon Ratchasima の属領 Sankha への盗賊追討を名目とした Khaluang の派遣はその例である。⁶⁵⁾

57) *P.P.K.R. III, IV*, pp. 357-9, 732-3.

58) *ibid.*, pp. 752-62.

59) *P.M.I.*, pp. 217-9.

60) *ibid.*, pp. 271-2.

61) *ibid.*, p. 279.

62) *ibid.*, pp. 295-6.

63) Wales, H.G.Q., *op. cit.*, pp. 96-7.

64) *P.P.K.R. I, II*, pp. 387-90.

65) *P.M.I.*, pp. 297-8, 302-3.

国家領域の縁辺の政治的、軍事的要衝を占めた畿外の有力地方国は、接触地帯の朝貢土侯領域に対する鎮守府的機能を果たしたが、同時に国家領域の核心地域（首都一畿内）と相対的な勢力を持つ領域として存続した。しかし Ayutthaya 滅亡 (1767 A.D.) 直後の混乱期においては、かつての有力地方国は首都との関係において朝貢土侯領域と同質な性格をもつに至った。

小暦1138年⁶⁶⁾ (1776 A.D.) に Thonburi 朝は、「Phrachao Nakhon Si Thammarat の金牌を認め、朝貢国主と同等の栄誉が与えられる『版図境域の主』 Chao Khanthasima とし、Thonburi 朝廷と酷似した Nakhon Si Thammarat 統治の宰相および四大臣が定め置かれた」のである。このように国家の領域的統合の危機においては、畿外は国家領域の内部にありながら、かつ分離、離反する傾向を示した。また財政的実権が華僑税請負人に掌握されていく場合もかなりみられ、四世王治世の「地方国主官吏名の新設と改変」においては、畿内 Kromatha 所轄のほとんどの港津地域で華僑国主代理が置かれている。マレー半島部の畿外地方国においては、さらに領域統治権が華僑国主の手に移行する例がいくつか見られた。

小暦 1131年⁶⁷⁾ (1769 A.D.), Songkhla の潟湖の島 Ko Si, Ko Ha における 50 Chang (= 4,000 Baht) におよぶ燕窩の徴税請負権が華僑に独占され、8年後には Songkhla 国主に承認されている。また Tej⁶⁸⁾ によれば、1844 A.D. には Ranong においてもゴム林の大徴税請負権が競売の後、華僑の手に握られ、数年後に Ranong 国主となっている。Suai は徴税請負という華僑の経済活動を媒介にして徴収される場合が多くなり、これら地方国では、華僑はその財政的基盤をもって地方国の統治権を掌握していったのである。

畿外地方国の領域統治は、いわゆる Kin Mûang 制に支えられていた。そして一般的には、首都一畿内という関係に対応する領域統治が行なわれていたと考えられる。その例を有力地方国であった Nakhon Si Thammarat についてみる。

『Ratanakosin 王朝二世王年代記』の中には、「二世王治世における Nakhon Si Thammarat の官吏一覧表」を典拠とした Nakhon Si Thammarat の統治形態を記した部分がある。⁶⁹⁾ それによれば、例えば国主代理は右部に属し Sakdina 3,000 を付与され、従者、武器の保有は数量的に規定されていた。国主代理は、「国主の半分の賦課税を下賜され、また檳榔樹のある Tambon Phanian Khanom を与えられ、3 Tambon (村) を支配下においた。主邑の 2 sen (= 80 m)

66) P.P.K.R. I, II, p. 82.

67) พงศาวดารเมืองสงขลา, P.P. 3, Vol. 3, pp. 36-7, 『Songkhla 年代記』

68) Tej Bunnag, *op. cit.*, pp. 36-7.

69) P.P.K.R. I, II, pp. 526-37; รวมเรื่องเมืองนครศรีธรรมราช, กรุงเทพฯ ๗, พ.ศ. ๒๕๐๕, pp. 96-149, 『Nakhon Si Thammarat 志集』

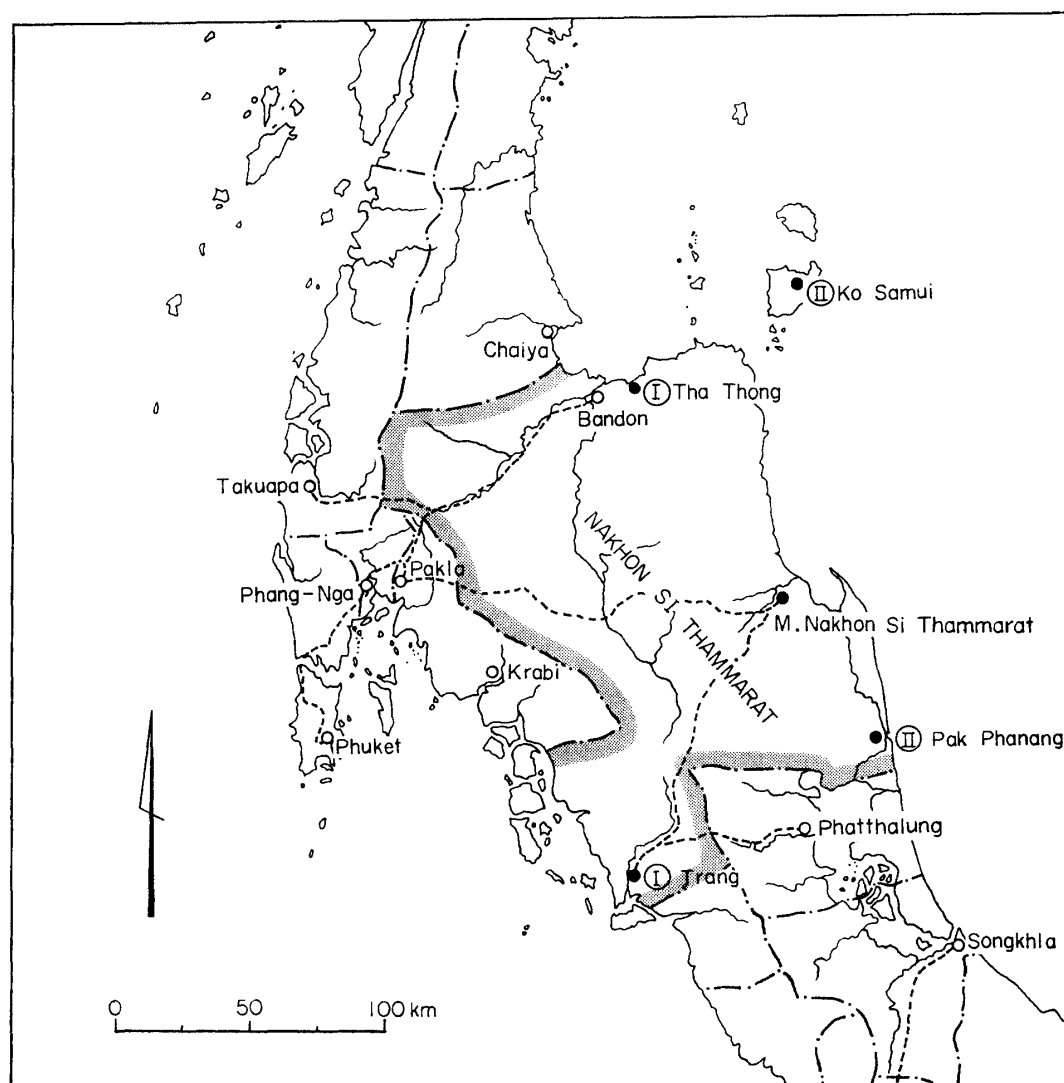


図3 Nakhon Si Thammarat の領域

ローマ数字は領域級別

——・—— 地方国の境界, Smyth の図に基づき推定

..... 通商路

(Source) *P.P.K.R.I, II*, pp. 536-7, "Map of the Malay Peninsula", in Smyth, H.W., *Five Years in Siam, from 1891 to 1896*, Vol. 2, London, 1898.

東には Na Sat を有した。……」等とある。Damrong の解釈に従えば、これらの Tambon からキンマの原料である檳榔子を Suai として徴収したと推定され、同時に主邑のすぐ近くに私用に供する Phrai (私民) を使役する田地をも付与されていた。官吏の生計のために Suai 徴収にともなう利益が分与され、さらに田地を保有していた事が明らかである。Phrai による Suai 献上が、地域的に小領域 Tambon (郷, 村) ごとに規定されていた事は、Suai 徴収のシステムが地域を基盤にしたとも推定されるが、史的な不備のため断定することはできない。

表1 Nakhon Si Thammarat の統治領域の区分

級 別	統治官の Sakdina	個 数	右 ・ 左 別	
Müang レベルの属領				
I	1,600	2	右 部 左 部	Müang Trang Müang Tha Thong
II	1,200	7	右 部 左 部	Khwaeng Pak Phanang他 Ko Samui 他
III	1,000	2	右 部 左 部	1 1
IV	800	9	右 部 左 部	3 6
Amphoe (郡) レベルの属領				
	600	8	右 部 左 部	3 Amphoe 5 Amphoe
	400	26	右 部 左 部	8 Amphoe 18 Amphoe
Dan (関所), Khai (柵)				
		14	右 部 左 部	2 12

(Source) *P.P.K.R.I, II*, pp. 536-7

また同年代記には、Nakhon Si Thammarat の統治領域の区分⁷⁰⁾が記されている。図3 と表1 はそれを示したものであり、マレー半島東岸の潟湖に沿うマングローブ林と山地の間に南北にひろがる狭少な平野にある古邑 Nakhon Si Thammarat を中心に、Müang レベルの属領20を含む行政領域が右部(南部)、左部(北部)に分属され、さらに4階級に区分されていた事がわかる。Tha Thong (Kanchanadit) を左部の、半島西岸の Trang を右部の、それぞれ第1級の要衝の属領とし、シャム湾からアンダマン海に至る港津地帯を占めていた。沿岸島嶼を含めたその間の第2, 3, 4級の属領のほか、Amphoe (郡) レベルで2階級34を数え、さらに交通路を常時点検する小拠点たる関所、柵 Khai の14が配置されていた。

このように Nakhon Si Thammarat に代表される有力な畿外地方国の領域統治の形態は、首都の畿内に対するものと相似した縮少版であった。

畿外地方国の外側は国家領域の外縁として意識され朝貢国が展開した。それらの朝貢土侯の場合は、飲水誓忠の儀が義務づけられ金銀樹、物産、貢納金等の献送が要求された。首都の中央政府との関係は戦時の軍事的援助のほかはきわめて稀薄であり、土侯首長によって統治され

70) *P.P.K.R. I, II*, pp. 536-7.

る異質な領域であった。これらの土侯領域は、いずれも19世紀末まで中国、ビルマ、ベトナム、英仏植民地勢力の版図領域の間隙にあって、いわゆる緩衝国を形成し、Chao Phraya デルタの専制国家の辺境に一連の接触地帯を展開した。雲貴高原からシャムステーツ、トンキン高地、北部ラオス、北部タイの大河に連なる小河川が開析した山間盆地では、狭少な盆地、平野ごとにタイ系諸族の Mŭang が形成されている。それらの Mŭang の生活空間は、いくつかの山間の交易ルートで結合されて部族的なまとまりをもった土侯領域として統合されている。⁷¹⁾ 雲南省南部の Thai Lũ 族の Sip Song Panna, トンキン高地の白タイ、黒タイ族の Sip Song Chu Thai, 北部ラオスの Thai Nũa 族の Hua Phan Ha Thang Hok 等がそれである。

これら北部の山間盆地の土侯領域は、いずれも Chao Mŭang 等の土侯首長によって専制的に統治され、その下に各 Mŭang の長や官僚貴族が存在した。領域内の農民は Mŭang や村落内部の共同体的慣行に従いながらも、一方で首長によって徭役や貢納義務が課せられる場合が多かった。

Sip Song Panna の場合、各 Mŭang 内部の村には村田があって毎年村内各戸に割り替えられ、また各村には官田 Na Luang が存在し、村民の徭役によって耕作され称号を帯びる官に収穫が与えられた。⁷²⁾ 村内の水利をめぐる共同体的規制がみられ、ダム長 Huana Mŭang Fai が選出されて、村民の共同労働によってダムの建設修理、耕地へ導水する水路建設等が行なわれていた。⁷³⁾ また首邑 Chiang Rung (Chiang Hung, 車里) の王は各 Mŭang の土侯首長に徭役徴用を命じ、首邑の王宮や道路整備等の土木工事⁷⁴⁾ を行なっている。Sip Song Panna ではデルタの専制国家にみられたような大規模な運河開削や王都造営等は行なわれなかったが、領域統治における人力支配の原型ともいえるべきものをうかがうことができる。Sip Song Chu Thai においても領域内の地代徴収に関連し、農民の移住にともなって土侯領域間の矛盾軋轢もしばしばみられ、⁷⁵⁾ 農民の確保は領域の土地支配のために必須な事からであったと考えられる。

18世紀末から朝貢国となり、Chao Anu 反乱鎮圧後、南部ラオス経営の要衝として機能し

71) 国家領域の形成に先行する過渡的形態とも考えられるこれら土侯領域は、多環節的な segmentary state ともいえるべき性格を有したが、中国、ベトナム、シャム等の平野の専制国家の不明確な国境の間隔にあってこそはじめて存続が可能であった。水津一郎『社会集団の生活空間—その社会地理学的研究』、東京、1969. pp. 266-7; Southall, A., "A Critique of the Typology of States and Political Systems," Banton, M. (ed.), *Political Systems and the Distribution of Power*, London, 1965, pp. 126-8.

72) Chen Han-Seng, *Frontier Land Systems in Southernmost China*, New York, 1949, pp. 27-30. 各村に分割された官田には、さらにそれに付随する徭役義務の内容を示す名が付されていた。

· บุญช่วย ศรีสวัสดิ์, ไทยสิบสองปันนา, เล่ม ๑, กรุงเทพฯ ๗, พ.ศ. ๒๔๘๘, pp. 108-11, Bunchuai Sisawat『Sip Song Panna のタイ族』

73) *ibid.*, pp. 590-2.

74) *ibid.*, pp. 124-9.

75) McCarthy, J., *Surveying and Exploring in Siam*, London, 1900, pp. 101-2.

たメーコン中流域の Nakhon Champasak の場合⁷⁶⁾ をみてる。領域内では Kha Pho もしくは Kha Sunphloeng と呼ばれる壮丁年 4 Baht, 老人 2 Baht の税が徴収され、さらに徭役もしくは 4 Baht の課役代納付が義務づけられ、他に官務の際に分配される粃米があらかじめ徴収された。Bangkok への貢納金は年 100 Chang ($\equiv$ 8,000 Baht) と定められ、3 年に 1 度献送される貢納品は金樹 10 Baht (150 g), 銀樹 10 Baht (150 g), 象牙 2 Hap (120 kg), カルダモンの実 4 Hap (240 kg) であった。

これらの朝貢土侯領域においては、それぞれ独自の統治が行なわれ、タイ系諸族の場合、しばしばその部族的な共同体的慣行が領域統治上にも反映していた。Bangkok との関係は、諸外国との接触地帯という地理的位置からして軍事・外交的側面に強く規定される事が多かった。北部タイ、北部ラオスの14世紀以来の Lang Na, Lang Xang 両王国の歴史的領域に包摂される Chiang Mai, Lampang, Lamphun, Nan, Luang Phrabang, Wiang Chan 等は Ayutthaya 滅亡後、Thonburi 朝、Ratanakosin 朝初期の軍事遠征により朝貢国として服属していった。中国、ベトナムとの接触地帯である Sip Song Panna, Sip Song Chu Thai の場合は、19世紀後半 Luang Phrabang への宗主権承認を媒介にして Bangkok に忠誠を誓い朝貢関係を結んだ。⁷⁷⁾ しかし仏植民地勢力のラオスの土侯領域への領土的伸張と太平天国軍の残党である Ho 族の反乱に対する五世王の討伐遠征軍派遣により、これらの地域は急速にミリタリーゾーンへと転化していった。

東方のカンボジアにおいては、その西半のトンレサップ盆地の穀倉地帯にある Phratabong (Battambang), Nakhon Siamarat (Siem Reap) が一世王当時服属し、朝貢国でありながら Bangkok の直轄領域とされた。⁷⁸⁾

南方のマレー半島の Sultan 土侯領域は、一世王の対ビルマ戦役以後、Bangkok に服属した。その領域は半島東海岸に沿う平野に分布し、Pattani を首邑とする領域、Kalantan (Kelantan), Trangkanu (Terengganu), 西海岸の Saiburi (Kedah) 等のマレー人 Sultan 土侯領域であった。畿外の有力地方国 Songkhla に隣接する Pattani に対しては小暦 1151 年⁷⁹⁾ (1789 A.D.) に討伐軍が出され平定後、領域の分割支配が施行された。首邑 Pattani とその統治下にあった六つの属領は Bangkok の強圧の下に分割された。Pattani, Iring, Saiburi, Nongchik, Raman, Rangae, Yala に分割され、Songkhla 国主 Phraya Songkhla (Dian Chong) の統

76) *P.M.I.*, p. 237.

77) พระยาวรณเมืองไชยบุรี, *P.P.* 9, Vol. 9, pp. 27-9, 『Chiang Rung 年代記』

78) *P.P.K.R.* I, II, pp. 210-1.

79) *ibid.*, pp. 174-6.

轄下に置かれ、7土侯領域の境域は厳密に設定された。⁸⁰⁾ これは畿外の有力地方国を媒介にした接触地帯の異民族領域支配の例であった。

半島沿岸の港津を多く含むこれら Sultan 土侯領域では、それぞれ固有の領域統治が行なわれていたと考えられるが、英植民地勢力の進出により、英・シャムの領有権をめぐる緊張の場と化していった。

18世紀以降の軍事遠征より服属した朝貢土侯領域は、旧制度下の中央政府の国家領域の観念の中できわめて不明確な位置をしめていた。それは国境をもった領域国家という観念が旧制度において未成熟であったことによるとも考えられる。19世紀末の英・仏植民地勢力によるこれら緩衝国的性格の土侯領域への圧迫は、その領有権をめぐる、Ratanakosin 朝旧制度下の領域統治の矛盾を顕在化させていったのである。

VI むすびにかえて

タイ旧制度下の国家領域は、Chao Phraya デルタを核心地域としながら、北部盆地、コラート高原、マレー半島部へと広がり、畿内—畿外の地方国として区分されていた。首都の中央政府による国家領域の統治支配は Phrai の一律支配を基調としていた。しかし一方、各地方国の領域統治は国主・官吏による地方分権的な統治、経営である Kin Mūang 制を基本としていた。畿内を中心とするデルタ地域においては、不安定な Phrai の徭役にかわる華僑労働力が運河工事等の公共事業に投入されて開発が進行し、地域の充実をみるが、中央政府の直接支配のおよぶ領域はきわめて狭められていった。畿外地方国に対しては Suai 徴収を軸とした支配がたてまえであったが、国主・官吏の政治的、経済的支配は強く、より地方分権的色彩が濃厚であった。これは Phrai の一律支配という理念の原則と Kin Mūang という現実の統治形態との間の矛盾に起因すると考えられる。そして Ayutthaya 朝以来の畿内—畿外—朝貢国という旧制度の領域編成秩序は、19世紀末の植民地勢力の外圧が朝貢土侯領域に先端的に反映する過程で解体していく。Chakri 改革の中心環をなす中央集権的な国家領域統治の課題と条件は、旧制度の理念と実態との間に存在した固有の矛盾の中に求められるのである。

付記 小稿は昭和46年度京都大学大学院文学研究科（地理学専攻）に提出した修士論文、「タイにおける国家領域の成立過程」の一部に加筆したものである。論文を完成するにあたって御指導いただいた京都大学名誉教授関西大学教授織田武雄、京都大学教授藤岡謙二郎、同教授水津一郎、同教授石井米雄、東京工業大学教授岩田慶治の諸先生方に深く感謝申し上げます。

80) พงศาวดารเมืองปัตตานี, P.P. 3, Vol. 3, pp. 9-17, 『Pattani 年代記』